

府 共 第 229 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

日本司法支援センター及び弁護士会との連携の一層の強化について

配偶者からの暴力（以下「配偶者暴力」という。）による被害については、被害の救済・再被害の防止を図るため、弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすいようにすることが重要です。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、「DV等被害者法律相談援助」として、配偶者暴力等の被害を受けている方（受けるおそれのある方を含む。）を対象に、必要な法律相談を実施しています（法律相談実施時に処分可能な現金・預貯金の合計額が 300 万円以下である場合、相談料の負担はありません。法テラスにおける「DV等被害者法律相談援助」の概要は別添参照。）。

この点、当課からは、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する支援について（通知）」（府共第 51 号令和 3 年 2 月 2 日）において各都道府県男女共同参画主管課長宛てに、法テラス地方事務所と配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）との連携・協力や協議等の御対応のお願いをしたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、配偶者暴力による被害の救済・再被害の防止を図るため、法務省・法テラス・日本弁護士連合会と協議を行い、以下のとおり、整理をいたしました。

- ・内閣府において、各地の配暴センターに対し、配暴センターと法テラス地方事務所・弁護士会との連携に関する取組事例や、法テラスの「DV等被害者法律相談援助」等の制度を周知すること。
- ・各地の配暴センターは、その実情等に応じ、相談希望者を弁護士に円滑かつ迅速につなぐための情報共有や連携の在り方について、法テラス地方事務所・弁護士会と協議を行い、三者間の連携強化を図ること。その際、協議による成案を申合せ等の形で確認することも考えられること。

- ・ 配暴センターが把握した被害者対応に関する問題事例等については、必要に応じ、改善策等について法テラス地方事務所・弁護士会と協議を行うとともに、その実情等に応じ、三者間で連携して定期的に前記問題事例等に関する研修を実施すること。
- ・ 被害者や地域の実情に応じ、配暴センター又は被害者から当該配暴センターの所在都道府県域以外の法テラス地方事務所に問い合わせることが可能であること。
- ・ 弁護士会ごとに被害者支援の取組の内容が異なるため、当該取組に関する情報を共有し、配暴センター、法テラス地方事務所及び弁護士会が相談支援や個別事案について連携して対応することが考えられること。

また、各地における連携の取組事例につきましては、別紙において整理をいたしましたので、併せて御連絡いたします。

本通知も活用し、法テラス地方事務所や弁護士会との連携を一層進め、配偶者暴力による被害者の支援に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

配暴センターと法テラス・弁護士会との連携に係る
各地域における取組事例

<取組事例 1>

- ・配暴センターが、弁護士会から配偶者暴力による被害に関する法律相談を担当できる弁護士のリストを共有してもらい、これを基に個々の弁護士に対応を依頼している。

<取組事例 2>

- ・配暴センターと法テラス地方事務所との間で「DV被害者支援における連携に係る申合せ書」を取り交わし、被害者のニーズに応じ、配暴センターから法テラス地方事務所、又は法テラス地方事務所から配暴センターに取り次ぎ、連携して対応している。また、意見交換会を開催し、連携する上での課題等について協議を行っている。

<取組事例 3>

- ・配暴センターが、弁護士会主催の協議会において、配偶者暴力に関する被害者支援に経験や理解のある弁護士や、法テラス地方事務所との情報交換・事例検討を行っている。配暴センターが弁護士によるサービスを必要とする被害者を認知した場合、当該協議会の参加弁護士に個別に連絡を行うか、弁護士会から紹介を受けた弁護士情報を被害者に提供している。

<取組事例 4>

- ・配暴センターが、弁護士会に法律アドバイザーの推薦を依頼している。法律アドバイザーの任期は2か月であり、被害者及び配暴センター職員との面接による相談や同センター職員からの電話相談、同センター職員との会議を行っている。弁護士によるサービスを必要とする被害者については、法律アドバイザーとの面接を実施し、希望により、被害者が当該弁護士に委任する。